

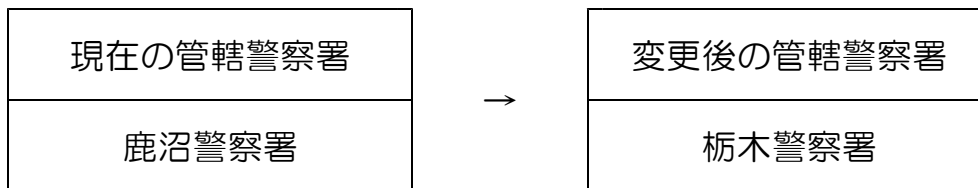
西方町合併に伴う警察署の管轄区域の変更
～平成24年4月1日から栃木警察署の管轄へ～

西方町の栃木市への編入合併に伴い、平成23年10月1日、新栃木市が誕生しますが、西方町の区域に係る管轄警察署については、下記の通り変更します。

また、警察署の管轄区域変更後は、運転免許証の更新、道路使用許可申請、自動車保管場所証明申請、猟銃の所持許可申請等につきましては、栃木警察署において手続きをお願いします。

※ ゴールド免許証に更新になる方は、県内の全ての警察署で更新手続きが可能です。

- 1 管轄区域変更期日
平成24年4月1日
- 2 変更内容（西方町の区域に係る地域）



(参考)

西方町の区域を管轄する栃木警察署



栃木警察署の管轄となる2駐在所



金崎駐在所



真名子駐在所